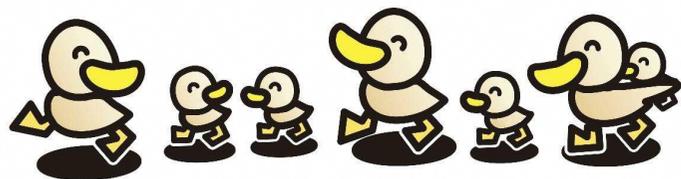


# 世田谷区子どもの権利条例に基づく 子ども・若者施策の推進

～子どもの権利が当たり前前に保障されるまちを文化として築く～



世田谷区 子ども・若者部長  
松本 幸夫

1. 人口 92万3,210人（2025年1月1日現在）
2. 18歳未満人口 12万5,611人（2025年1月1日現在）
3. 面積 58.05km<sup>2</sup>
4. 区の特徴

- ①東京23区の南西部に位置し、国分寺崖線や等々力溪谷など良好な緑や水に恵まれた住宅都市である。人口は23区で最も多く、面積は2番目の大きさである。都心から近く（例えば、新宿まで10分～20分程度）、交通の便がよいため、良好な住宅地としての性格が強い。
- ②総人口、子どもの人口ともに増加傾向が続いていたが、コロナ禍で、総人口は、一時的に減少したが、現在は、回復してきている。近年、出生数は減少している。
- ③地域住民に密着した総合的なサービスの提供、地域の実情に沿ったまちづくりや地域福祉の推進等を目的として、本庁、5か所の総合支所、28か所のまちづくりセンターの3層構造による地域行政を展開している。

## 子ども条例とは

平成13年に世田谷区が23区ではじめて制定した、子どもに関する条例です。  
子どもが育つことに喜びを感じることができる社会を実現するため、国連の「子どもの権利条約」に掲げる理念のもと、子どもが健やかに育つことができるまちづくりを進めることを目的として制定しました。



制定から20年以上が経過し・・・



### ◆小中学生・若者へのアンケート結果

子ども・若者たちの声を聴く中で、子ども自身が、遊んだり、学んだり、自分のしたいように過ごしたいと思っても、その時間を持つことができないくらい忙しい状況に置かれ、子どもの権利が行使できなかったり、保障されなかつたりする実態が明らかになりました。

### ◆子ども・子育て会議の報告書

令和5年3月「子ども条例と子どもの権利に関する報告書」が提出され、「子どもの権利を条例に明示する必要がある」との提言を受けました。

### ◆その他

国連「子どもの権利条約」

こども家庭庁「こども基本法」

東京都「こども基本条例」

# 「世田谷区子ども条例」の改正について



これらの状況を踏まえ



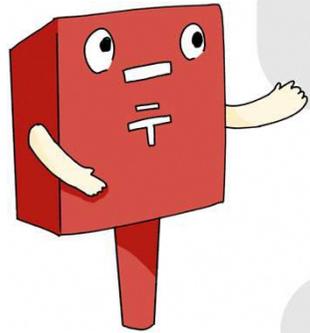
区は、子どもの権利を条例に明確に規定し、区を含めた地域社会の責任として捉え直す必要があると考え、条例改正に向けた検討をスタートし、議論を重ねました。



「子ども条例」から「子どもの権利条例」へ

条例の主役である子どもが、条例を自分のものとして受けとめ、活かすことができるよう、子どもたち自身が条文の検討に携わり、子どもたちの意見を反映するとともに、子どもの権利を具体的に明記しました。

そして、  
条例名称にも「権利」の言葉を追加した、「世田谷区子どもの権利条例」を令和7年4月から施行しました。



## 子ども・若者や地域の声を集める

小中学生・若者アンケート

子ども・若者ヒアリング

子ども・若者の声ポスト

子ども・青少年会議

パブリックコメント



## 子ども・若者と一緒に条例の中身を議論・検討する

子ども条例検討プロジェクト

子ども・子育て会議  
子ども・青少年協議会



**子ども条例を「子どもの権利条例」に改正！**

1

## 「子どもの権利」を具体的に明記しました

国連「子どもの権利条約」が規定する4つの一般原則の権利を引用したほか、区の子どもたちが検討を行い、特に重要と考えた権利を中心にわかりやすく表現し、条文に規定しました。

2

## 子どもの声を反映し思いを込めました

条例の主役である子どもが、条例を自身のものとして受けとめ、自分たちの条例として活かすことができるよう、条例前文などに子どもの思いを反映しました。

3

## 子どもの権利の保障状況を評価・検証する第三者機関を設置

区が実施する施策等において、子どもの権利が適切に保障されているかを評価・検証するため、「子どもの権利委員会」を設置しました。



## 子ども条例検討プロジェクト

公募により集まった中高生世代が、条文について検討しました。

### 【1】前期検討会（6月～7月 計4回：15名参加）

- ① **条例の前文**に掲載する子どもの声や想い
- ② **条例の目標**とする子どもたちが考える区が目指すまちの姿
- ③ 世田谷の子どもたちが必要と考える **子どもの権利**



検討結果を  
改正条例(素案)  
に反映

### 【2】後期検討会（10月～11月 計3回：18名参加）

パブリックコメントや子ども・若者の声ポストなどに寄せられた意見などを踏まえて、前期検討会で考えた条例（素案）を見直して再検討し、条例（案）に反映しました。



### 【3】まとめの会（3月 1回：10名参加）

区議会の全会一致で条例が可決されたことを報告し、条文に込めた意味を改めて確認しました。

## 完成した前文（抜粋）

### （子どもの意見表明）

#### 1. 子どもの思い

私たちは、自分の意見や思いを受けとめてもらったとき、喜びを感じます。

きれいで自然豊かな世田谷を守っていきたいです。

私たちの未来にもっと希望をもちたいです。

自分で様々な選択をして自分らしく生きたいです。

子ども同士が交流し、つながる機会を増やしたいです。

安心できる場所を増やしたいです。

自由に、やりたいことにチャレンジして、学びを深め、成長していきたいです。

大人に意見や思いを届けたいです。

こんな思いがかなう世田谷にしたいです。



## 2. 大人へのメッセージ

大人世代の「あたり前」は、子ども世代の「あたり前」とは違います。

大人たちには、自分が子どもだった時の気持ちを思い出して、子どもと同じ目線に立って向き合ってほしいです。

子どもはきっこう感じているという決めつけではなく、私たちの言葉や思いを信じてください。

そして、言葉や思いをしっかり受けとめた上で向き合ってください。

みんなが意見や思いを尊重し合って、何かを恐れずに、自由に発言や表現できる環境が欲しいです。

個性が認められ自分らしく生きたいので、多様性が尊重されることが必要です。

好奇心がくすぐられる体験、機会など、ワクワクを育ちや学びに取り入れてほしいです。

すべての子どもが安心でき、教育を受けられる多様な環境が欲しいです。

いろんな不安をもっている子どもの味方になってくれる人がいる場所を増やしてください。

「できるかできないか」だけを見るのではなく、「やっている姿」も見てください。

私たちがどんな進路を選んでも、一人ひとりに合わせた応援をしてください。

### (区や大人の決意表明)

子どもは、生まれながらにして今を生きる権利の主体です。

子ども時代に、周囲の人に意見や思いを受けとめてもらった経験は、子どもの安心や自信につながり、その後を生きる大きな力となります。

私たち区や大人は、子どもの思いを大切に受けとめ、子どもにとって一番よいことは何かを真剣に考え、対話し、応えていくよう努力します。

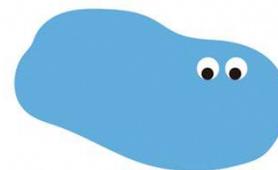
子どもたちがこの条例を通じて、自分に権利があること、また、大人や他の子どもにも権利があることを知ることは、社会における責任ある生活を送る上で、大切なお互いの権利の尊重や、信頼関係の構築につながります。

私たち区や大人は、今と未来をつくるパートナーである子どもの声を聴き、対話しながら、地域が子どもを支え、子どもが地域を豊かにし、誰もがつながり支え合う地域づくりに努めます。

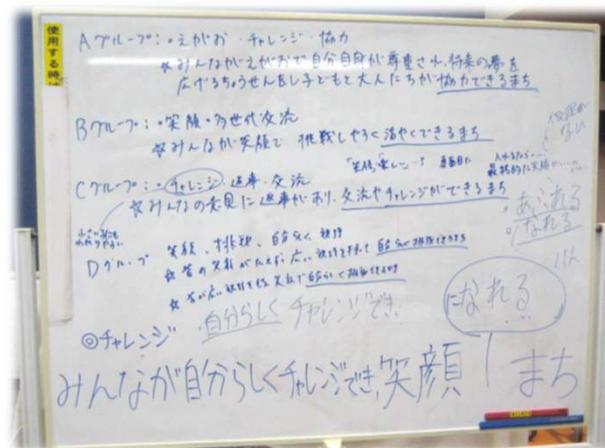
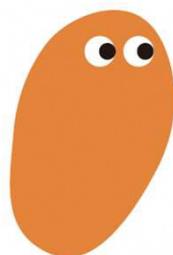
この条例は、日本国憲法、子どもの権利条約（平成元年（1989年）11月20日に国際連合総会で採択された「児童の権利に関する条約」をいいます。）と、こども基本法の理念に基づき制定します。

私たち区や大人は、子どもが権利の主体として、一人ひとりの子どもが豊かに育つことが保障され、自分らしく幸せな今を生き、明日からもよい日と思える社会を実現していきます。

### みんなで決めた条例の目標



一人ひとりが 笑顔で 自分らしくチャレンジできるまち



# 改正条例に明記した「子どもの権利」

### 基本となる権利

- (1) いかなる理由でも差別されない権利
- (2) 子どもに関係のあることが決められ、行われるときは、子どもにとって最もよいことが何かを考えられる権利
- (3) 生きる権利と成長・発達する権利
- (4) 自分に関係のあることについて、自由に自分の意見や思いを表明する権利

### 自分らしくいられる権利

- (1) 自分らしくいられ、個性が尊重される権利
- (2) 公正に評価される権利

### 豊かに過ごす権利

- (1) 今も将来も豊かに生きることができる権利
- (2) 自分のやりたいことを追求できる権利
- (3) 思い切り遊び、自分にとって楽しいことをする権利
- (4) 自分が知りたい情報を得られる権利
- (5) 心や身体が疲れた時に休息することができる権利

### 社会から守られ、支援を受ける権利

- (1) 安全で安心して生きることができる権利
- (2) 健康に暮らせる権利
- (3) 生活環境と自然環境が守られる権利

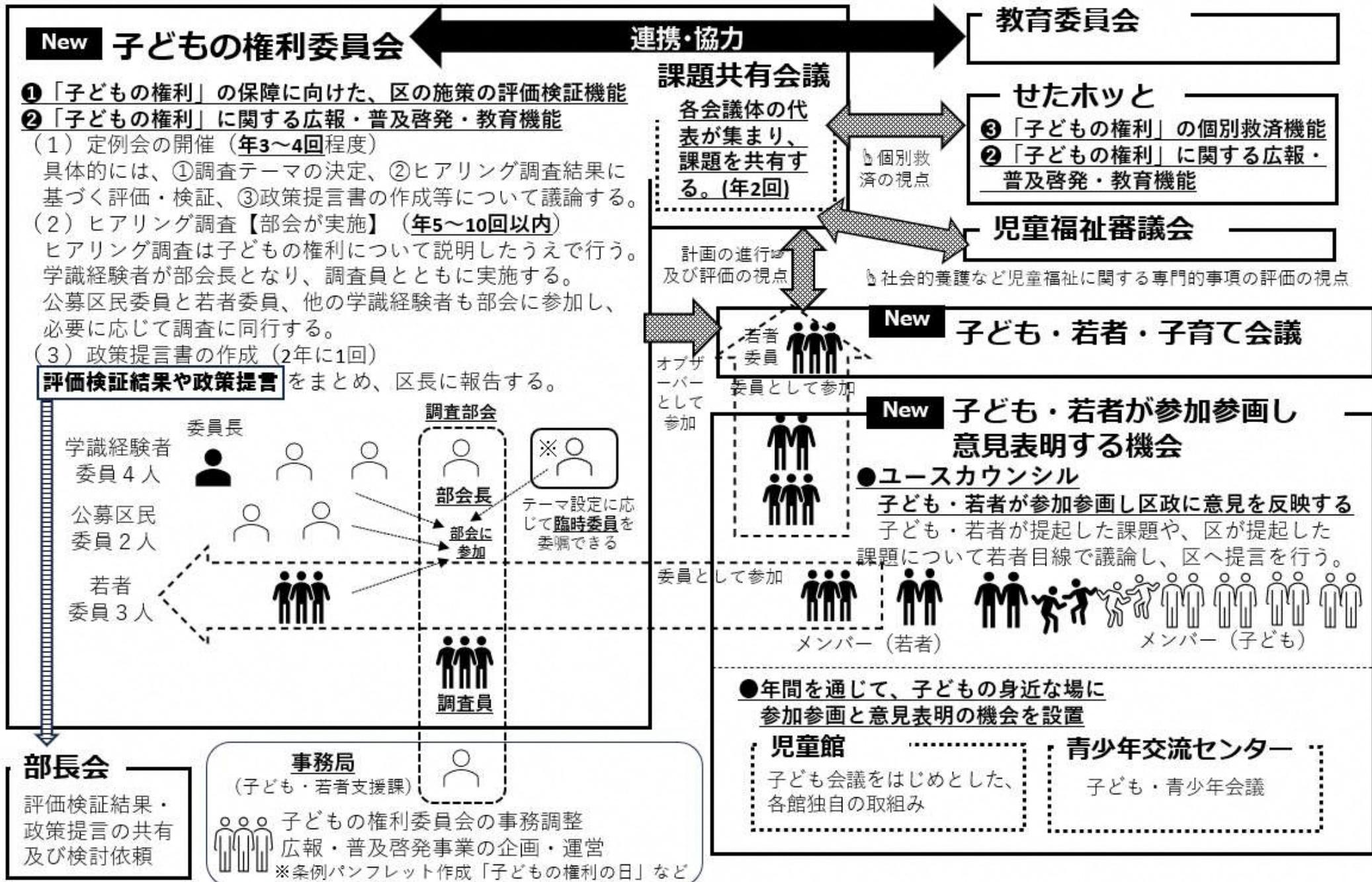
### 自分で自分のことを決める権利

- (1) 自分で選択して自由に自己決定できる権利
- (2) 自分らしく学び、成長・発達できる権利
- (3) 様々なことに挑戦して失敗できる権利

### 意見を表明し、参加・参画する権利

- (1) 意見や思いを様々な方法で表すことができる権利
- (2) 対話をして協働する権利
- (3) 地域に参画する権利

子どもには、成長の途中だからこそ守られる子どもの権利があります。  
子どもの権利は、人権と同様に、生まれながらもっている権利であり、何か義務を果たしたら与えられるものではありません。



# 世田谷区子ども・若者総合計画（第3期）

令和7(2025)年度～令和16(2034)年度



妊娠期から乳幼児期、学童期、思春期、若者期まで、切れ目なく総合的に施策を展開していくという考えのもと、これまでの「子ども計画」から「子ども・若者総合計画」に名称を変えて策定し、令和7年4月よりスタートしました。



これまでの「子ども計画」で大切にしてきた、区民とともに進める地域づくりには、長期的な見通しが必要であるという考えに基づき、計画期間は10年間としました。



## 〈進捗管理と評価・検証〉

これまで

子ども・子育て施策

「子ども・子育て会議」

若者施策

「子ども・青少年協議会」

- ◆ 子ども・若者、子育て家庭が抱える困難は、複雑かつ多様化
- ◆ 虐待や不登校、貧困等の困難が、子ども期だけで解消されず、その後も引き継がれ、若者期の成長に影響を及ぼし、特有の課題として顕在化
- ◆ 妊娠期から乳幼児期、学童期、思春期、若者期の支援を切れ目なく議論する必要がある



令和7年度より

2つの会議体を統合

「子ども・若者・子育て会議」



子ども・若者総合計画(第3期)のスタートに合わせ、会議体を統合  
妊娠期から若者期まで、切れ目なく総合的な視点で、進捗管理と評価・検証を行う

# 基本方針

区は、『子どもが、すこやかに育つことのできるまち』の実現をめざし、これまで計画を推進してきました。



しかしながら、不登校や児童虐待、地域の見守りやコミュニティの希薄化など、**子ども・若者を取り巻く環境や社会には、未だ改善すべき問題が多くあります。**



さらに、今回、子どもや若者たちの声を聴く中で、**子ども自身が、遊んだり、学んだり、自分のしたいように過ごしたいと思っても、時間の使い方や過ごし方を制限されたり、その時間を持つことができないくらい忙しい状況に置かれている実態が明らかになりました。**

この状況は、**区を含めた地域社会の責任として捉え、子ども・若者の育ちと成長、子育てを保護者だけのものとせず、地域社会全体で支え合うことを明確にします。**



本計画では、子ども・若者・大人は人として対等であり、互いに尊重され、ともに成長していける地域社会を実現すること、つまり、**子どもの権利が保障されるまちを文化として築いていくことをめざします。**



## めざすまちの姿

一人ひとりが 笑顔で 自分らしくチャレンジできるまち



第3期で定める「めざすまちの姿」は、**世田谷区子どもの権利条例の目標**です。  
条例検討プロジェクトの中で、小・中学生アンケートや子ども・若者の声ポストなどで寄せられた「〇〇のまち」の意見をもとに、子どもたちが決めました。

## 計画の目標

子どもが権利の主体として、一人ひとりの  
健やかな育ちが保障され、子ども・若者が、  
自分らしく幸せ(ウェルビーイング)な今を生き、  
明日からもよい日と思える社会を実現する。



「**子どもを権利の主体として、その最善の利益を保障する**」という考えのもと、  
子ども・若者や大人に分かりやすく、また、子ども・若者、子育て支援に関わる人が  
「日々の関わりの中で、大切にすること」として共有しやすい言葉で決めました。

# 計画を貫く「4つの原則」と「7つの柱」

本計画における「計画を貫く4つの原則」を定め、政策及び施策を実施します。

## 1 子どもの権利と最善の利益の保障

子どもを権利の主体とし、子ども一人ひとりの気持ちや個性・考えを受けとめ、子どもにとって一番良いことは何かをともに考え、その権利と最善の利益を保障します。

## 2 子ども・若者の意見表明と参加・参画

子ども時代に、周囲の人に意見や思いを受けとめてもらった経験は、子どもの安心や自信につながり、その後を生きる大きな力となります。年齢や発達にあわせて、様々な場面や機会でも子ども・若者の声を聴き、対話しながら、ともにウェルビーイングを実現します。

## 3 地域の多様な関わりの中で切れ目なく支える

子ども・若者一人ひとりの心身の育ちや状況にあわせ、地域の多様な関わりの中で、切れ目なく、重なりあいながら、子ども・若者、子育て家庭を支えます。

## 4 子ども・若者ととともに進める地域社会づくり

年齢、発達、性別、LGBTQなどの性的指向及びジェンダーアイデンティティ、国籍、障害の有無などにかかわらず、多様性を認め合い、自分らしく暮らせる地域社会を築くという共生社会の実現に向けて、子ども・若者、保護者、区民とともに、多様なコミュニティや人とのつながりの中で、互いを尊重し、多世代で交流しながら、誰もがつながり支え合う地域社会をつくりまします。

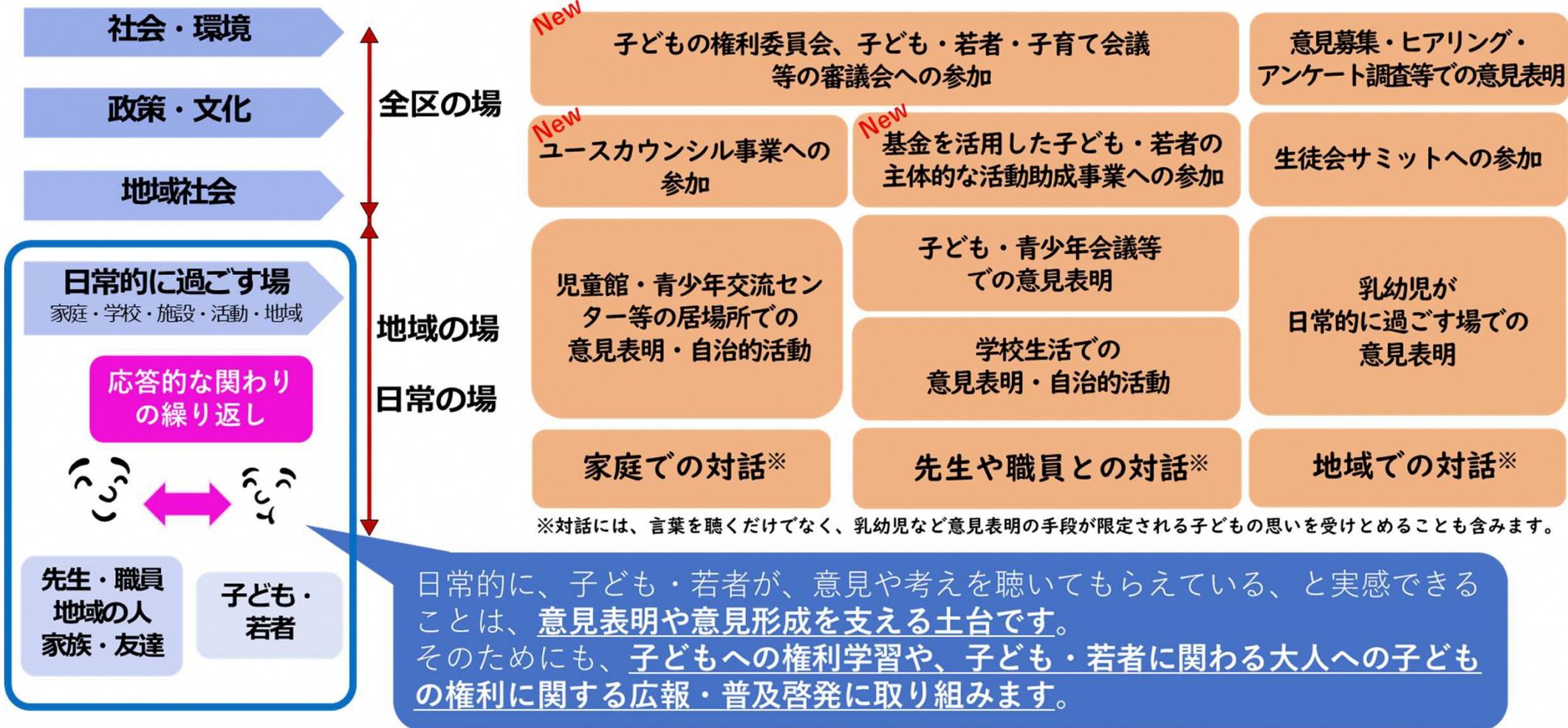
# 計画を貫く「4つの原則」と「7つの柱」



子ども・若者の育ちと成長、子育てを  
子ども・若者や保護者だけの責任とはせず、  
地域社会全体で支えることを主眼に  
取組みを推進するため、  
7つの「政策の柱」を定めました。

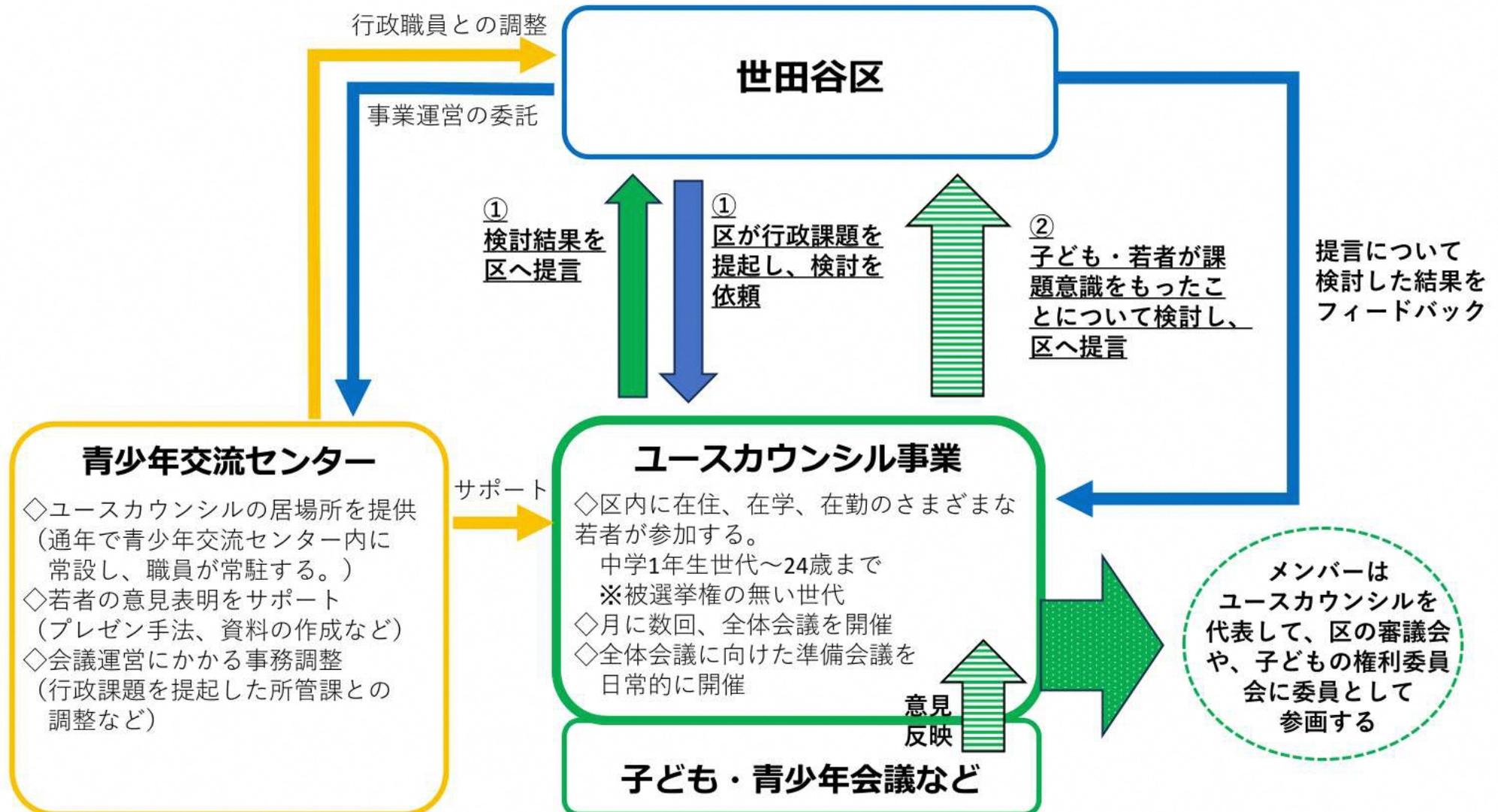
## 世田谷区における子ども・若者の参加・参画の全体像

年齢や発達に応じた意見表明（フィードバックを含む）の場を設け、子ども・若者の参加・参画の取組みを推進します。



## ユースカウンスル事業

- 主な検討事項**
- ①区が提起した行政課題について検討を行い、検討結果を区へ提言する。
  - ②子ども・若者が課題意識をもったことについて自ら検討を行い、区へ提言する。



# せたがや子どもFun! Fan!ファンディング



■ 子どもが主体の「やってみたい」活動で、仲間や地域の人たちと一緒に  
なって取り組む活動に対し、その活動費用を助成する事業として、令和  
6年度に開始。

■ 区の「子ども・若者基金」を活用し、1団体あたり上限20万円を助成。

<対象>

- ・ 区内在住・在学・在勤の小学1年生～18歳の子どもが3人以上いる団体
- ・ 子どもをサポートする大人が2人参加していること

など

令和6年度

## 採択団体の活動紹介

### 世田谷名探偵

#### 「池之上 ゴミ拾い謎解きイベント」

「楽しくゴミ拾い」をテーマに発足した池之上小学校の子どもたちによる団体。謎解きとゴミ拾いを組み合わせ、みんなでたくさん会議を重ねた結果、見事、イベントは大成功。楽しいだけでなく、地域の方との交流があったり、お礼を言われたり、ゴミ拾いが楽しい!という、たくさんの気付きがありました。



### なかよしぐんだん

#### 「松陰神社で宝さがし なかよくなかまとあそぶ」

弦巻小学校の子どもたちによる団体で、松陰神社通り商店街のこともっと知ってもらいたいと、みちあそびイベントに合わせて、知らせたいお店や公園をめぐるスタンプラリーと宝さがしイベントを企画・開催しました。



### プランナーチーム IN トーカ

#### 「みんなの思いを光り輝く船に乗せよう!!」

学び舎トーカのボランティアの中高生たちによる団体で、みんなの思いを形にしようと、灯笼にメッセージを書いてもらい、きぬたまあそび村(多摩川河川敷)で展示を行いました。(※当初は川に流す予定でしたが変更しました)



### スマイルファインズ(SmileFines)

#### 「わたしたちのまちを笑顔と元気であふれさせよう!!」

玉川小学校の子どもたちによる団体で、地域住民や商店街を元気にしようと、オリジナルグッズを作成し、ゴミ拾いの実施・缶バッジガチャの地元スーパーへの設置・地元商店街マップの制作などの活動を行いました。



### ピクトグラム

#### 「ムジカトラベル(音楽の旅)」

弦巻小学校の子どもたちが中心となった団体で、音楽の力と地域の良さを伝えようと、バンドを組んでカバー曲やオリジナル曲を作って演奏したり、借り切った世田谷線や商店街でMV撮影を行いました。



### kifurikku(キフリック)

#### 「下北沢から変えてく未来」

同じ保育園出身の小中学生による団体で、環境問題に取り組むこと、そしてそれにつながるゴミ拾いの大切さを伝えるため、自作のコマ撮り映像の上映やトーク、ゴミ拾いを組み合わせたイベントを企画・開催しました。



### スマイルの力でみんなを楽しくするなかよしチーム

#### 「小さい子からおじいさん、おばあさんまで みんなで楽しんでえがおのわをひろげよう!!」

祐南小学校の子どもたちによる団体で、地域の多世代の人々(子どもから高齢者まで)の交流を進めようと、ゲームやクイズ、ビンゴ、体操、防災コーナーなど、誰もが楽しめるイベントを企画・開催しました。



### PAWLIVE Kids(パウリブキッズ)

#### 「犬と人の共生を実現するまち"PAWLIVETOWN"世田谷」

小学生の子どもたちが中心となった団体で、犬と人との共生社会の実現を目指して保護犬の啓発をしようと、ハロウィンなどの地域のイベントに出展したり、保護施設でボランティアをしたり、小学校で映像上映をしたりしました。



## Activity Introduction



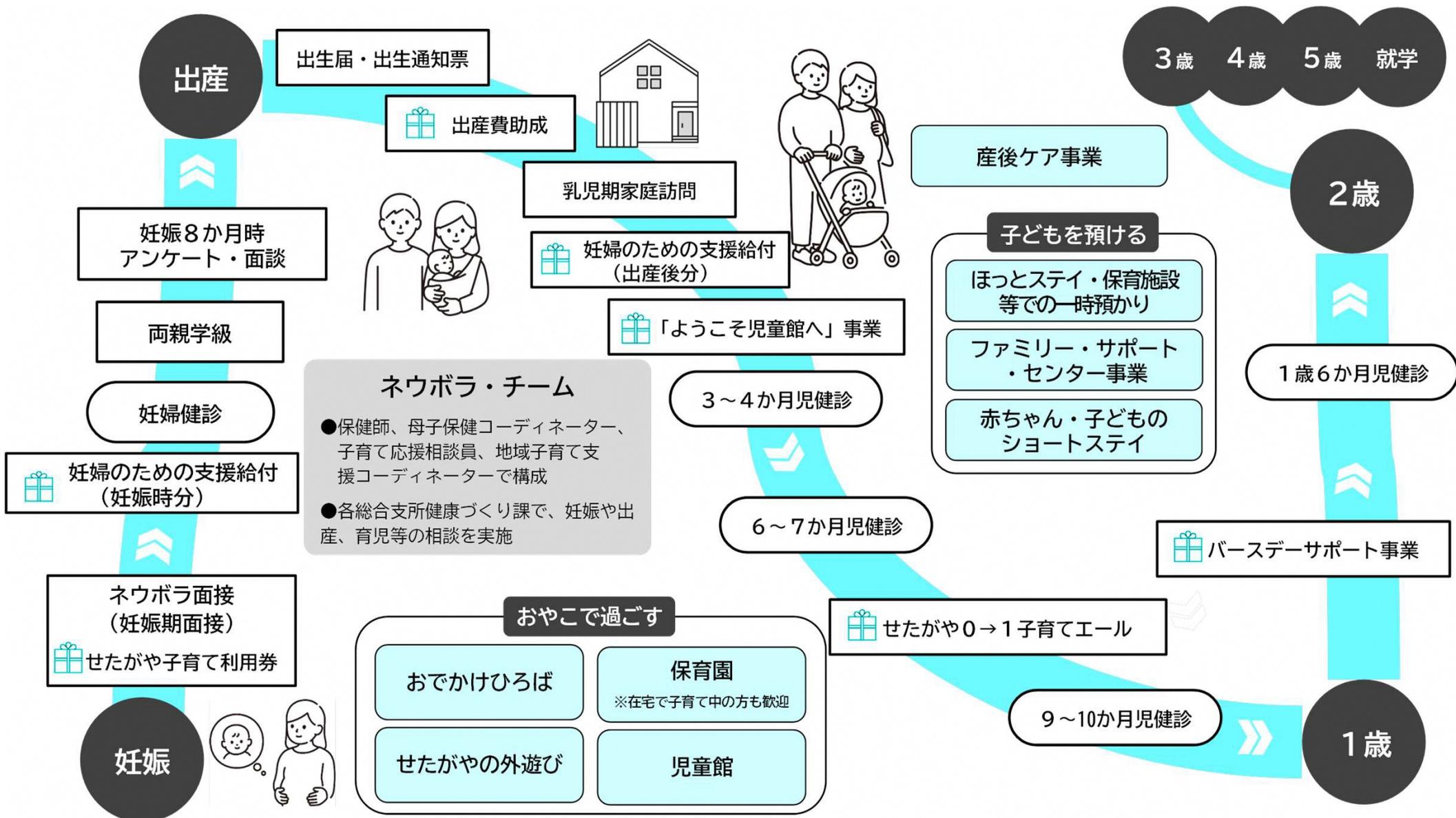
- 若者が主役となって仲間たちと一緒に取り組む活動で、地域活性化や地域課題の解決につながることを目的とした活動に対し、その活動費用を助成する「せたがや若者ファンディング」を令和7年度より開始。
- 区の「子ども・若者基金」を活用し、**1団体あたり上限20万円を助成。**

<対象>

- ・ 高校生世代～29歳の若者による2人以上の団体
- ・ 構成員の過半数が、区内在住・在学・在勤、もしくは世田谷区と包括連携協定を締結している大学（学部）に在学している若者

など





人や支援につながりながら、地域で心地よく子育てができるよう、  
家庭に寄り添い、妊娠期から切れ目なく支えます

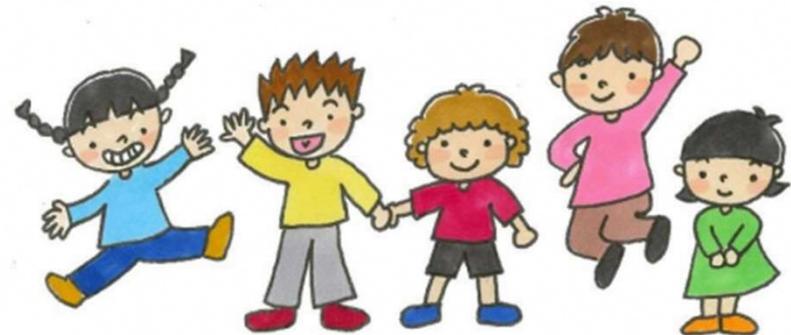
- 「子どもの権利を中心とした保育」を実践するための基本的な指針となるよう、「世田谷区保育の質ガイドライン」を令和7年3月に改訂。

## ■ガイドラインの特徴

- (1) 「子どもの権利を中心とした保育」を実践するための基本的な指針となるよう、子どもの権利条約に示される4つの一般原則の内容を明記し、ガイドラインの冒頭には、一般原則の内容を基に「わたしとの8つの約束」を記載。
- (2) 施設等が子どもの思いに耳を傾け、子どもの権利を保障した保育を行うことができるよう、「わたしとの約束（チェックリスト）」をこれまでの職員視点ではなく、子どもの視点から記載。

## ■今後の取組み

本ガイドラインを通じて、区がめざす子どもの権利を中心とした保育について、子どもに関わる全ての人の共通理解を図り、保育の質の向上に取り組む。



- 区内に25か所あり、“あそび”を通して、子どもたちを健康で心ゆたかに育てていくための施設。地区の身近な相談や見守りの中核として位置付けている。  
今後、世田谷区の全28地区すべてに児童館を整備するため、未整備地区（8地区）での整備を進め、令和16年度までに、計33か所に増やす予定。
- 乳幼児の親子連れから中高生世代まで、だれでも自由に利用することができる。
- 令和6年度より、**子どもの居場所フロッター**を区内2館に1名ずつ配置（令和8年度より3館に拡充、以降も各地域に拡充予定）。

## 子どもの居場所フロッターとは・・・

施設運営に縛られずに自由に活動することで、子どもと居場所、居場所と居場所をつなぐコーディネーター等を担う児童館職員の呼称。

### 【フロッターの役割】

- ◆子どもの居場所の把握・情報発信
- ◆子どもが居場所を利用する際の同行支援
- ◆子どもの居場所間の顔の見える関係づくりに向けた定期的な訪問活動
- ◆子どもの権利の周知・啓発
- ◆居場所の専門機関等を集めた事例検討会や情報連絡会等の実施



- 区内に3か所あり、主に39歳までの若者が気軽に立ち寄れ、思い思いに過ごすことができるフリースペース。施設によって音楽スタジオや学習室、調理室などがある。
- 若者一人ひとりの「やってみたい」「やってみよう」を、若者の活動をサポートする専門スタッフ「ユースワーカー」が地域の方々と一緒に応援し、さまざまなプログラムを開催している。
- 令和7年度より、ユースコーディネーターを配置。

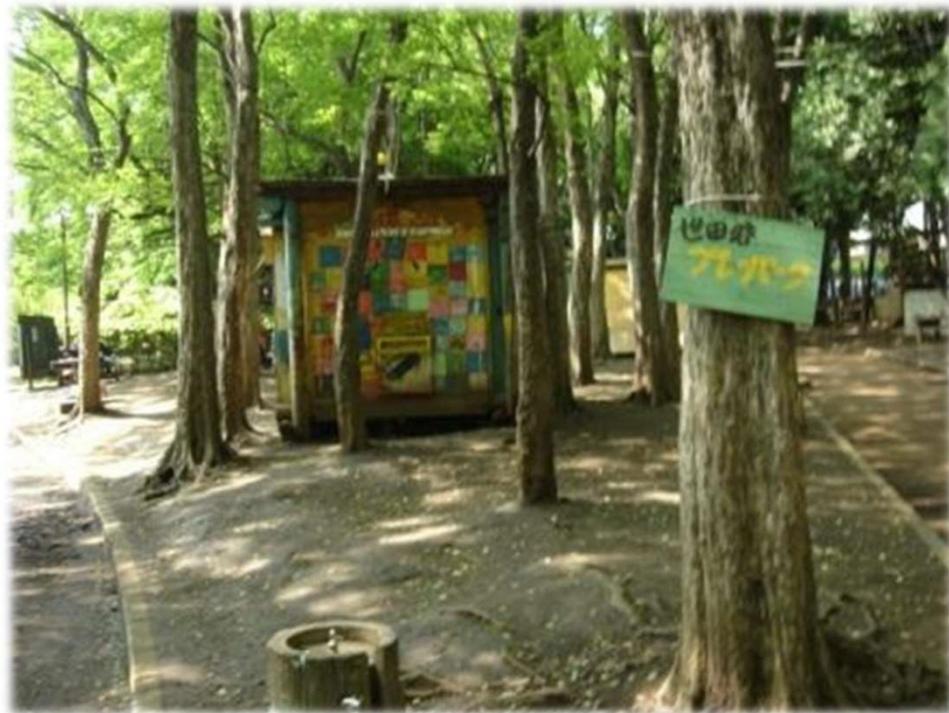
## 【ユースコーディネーターの役割】

- ◆悩みや課題を抱えながら適切な支援や居場所につながっていない若者や地域活動等に参加参画したい若者を支援機関や地域資源等につなぐ。
- ◆多様な出会いや経験、頼り先の創出を通じて、課題の複雑化・深刻化を未然に予防する。
- ◆若者が自分に合った居場所を選択し、ライフプランの選択肢を増やすことができる等、自立等の支援を図る。
- ◆地域資源等へのサポートや地域資源同士のネットワークを構築することで、全区的な若者支援の強化を図る。



## プレーパーク・外遊び

- 子どもたちの好奇心を尊重して、可能な限り子どもたちがやりたいことをめざした冒険遊び場。世田谷区の5地域すべてにプレーパークが整備されている。
- また、身近な場において外遊びの機会を保障するため、プレーカーやプレーリヤカーなどを実施したり、区民や活動団体によるネットワーク「そとあそびプロジェクト・せたがや」との協働により、外遊びを推進している。



入場  
無料!

# 子どもの けんりフェス

## 家庭教育動画上映会

大好き! が伝わる親子の関わり  
～自己肯定感と子どもの権利～

子どもの自己肯定感を育てるには? 子どもの権利って何だろう? ベストセラー『子育てハッピーアドバイス』著者・明橋大二先生が、対談形式でわかりやすく伝える家庭教育動画の上映会です。



講師 NPO 法人子どもの権利  
支援センターばれっと 理事長  
明橋大二先生



聞き手  
小児科医・児童精神科医  
山口有紗先生

申し込み不要

途中入場可

1回目  
上映

10:00～

2回目  
上映

13:30～

※ 約1時間程度の上映です

## 子どものけんりについて

“あそんで! ふれて! まなぼう!”

11月22日(土) 10:00

三軒茶屋ふれあい広場 15:00

三茶わんとが～やんに  
会えるよ!



エアくじ、  
制作コーナー、  
遊べるブースが  
あるよ!

遊べるブース

キッチンカーが  
くるよ!

フード&休憩  
コーナー

ステージ

こ～すけ氏

コメディジャグリング

誰からも愛される抜群のキャラクター!  
なんといっても注目は『顔』

1回目 10:15～

2回目 11:15～

ヒラケ氏

ヨーヨー

ヨーヨーの限界を遙かに超越した、  
世界最高レベルのパフォーマンスをお届けします。

1回目 13:00～

2回目 14:00～

子どもは、一人ひとりが今を生きる権利の主体です。

子どもが、虐待やいじめ、障害の有無、生まれや育ちの環境により、守られるべき権利が侵害されることのない社会を築く必要があります。

子どもが健やかに育ち、その育ちを見守り支えるために、住民に最も身近な基礎自治体として、妊娠期からの子育て支援を行います。

そして、子ども・若者のウェルビーイング（身体的、精神的、社会的に満たされた状態にあること）を実現するための支援など、区民に寄り添った、切れ目のない施策を強化していきます。



世田谷区子どもの権利条例

世田谷区子ども・若者総合計画（第3期）

